

築上町告示第14号

令和6年第1回築上町議会定例会を次のとおり招集する

令和6年2月14日

築上町長職務代理者

築上町副町長 八野 紘海

1 期 日 令和6年3月4日

2 場 所 築上町役場議事堂

○開会日に応招した議員

今富 義昭君	江本 守君
鞘野 希昭君	田原 宗憲君
工藤 久司君	田村 紘貴君
宗 裕君	丸山 年弘君
信田 博見君	池永 巖君
武道 修司君	塩田 文男君
吉元 健人君	池亀 豊君

○3月7日に応招した議員

○3月11日に応招した議員

○3月12日に応招した議員

○3月13日に応招した議員

○3月22日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和6年 第1回 築上町議会定例会会議録（第1日）

令和6年3月4日（月曜日）

議事日程（第1号）

令和6年3月4日 午前10時05分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

①議長の報告（提出された案件等の報告）

日程第4 議案第1号 専決処分について（令和5年度築上町一般会計補正予算（第13号）について）

日程第5 議案第2号 専決処分について（令和5年度築上町一般会計補正予算（第14号）について）

日程第6 議案第3号 専決処分について（築上町手数料条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第7 議案第4号 令和5年度築上町一般会計補正予算（第15号）について

日程第8 議案第5号 令和5年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第9 議案第6号 令和6年度築上町一般会計予算について

日程第10 議案第7号 令和6年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第11 議案第8号 令和6年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について

日程第12 議案第9号 令和6年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について

日程第13 議案第10号 令和6年度築上町霊園事業特別会計予算について

日程第14 議案第11号 令和6年度築上町国民健康保険特別会計予算について

日程第15 議案第12号 令和6年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第16 議案第13号 令和6年度築上町西角田財産区特別会計予算について

日程第17 議案第14号 令和6年度築上町葛城財産区特別会計予算について

日程第18 議案第15号 令和6年度築上町上城井財産区特別会計予算について

日程第19 議案第16号 令和6年度築上町水道事業会計予算について

日程第20 議案第17号 令和6年度築上町下水道事業会計予算について

日程第21 議案第18号 築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する

る条例の一部を改正する条例の制定について

日程第22 議案第19号 築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第23 議案第20号 築上町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第24 議案第21号 築上町収入印紙等購買基金条例の制定について

日程第25 議案第22号 築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第26 議案第23号 築上町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第27 議案第24号 築上町漁港区域における水域占用料及び土砂採取料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第28 議案第25号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第29 議案第26号 築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第30 議案第27号 築上町いじめ防止等対策推進条例の制定について

日程第31 議案第28号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

日程第32 議案第29号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第33 議案第30号 築上町教育委員会委員の任命について

日程第34 議案第31号 築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第35 議案第32号 築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第36 議案第33号 築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第37 議案第34号 築上町農業委員会委員の任命について

日程第38 議案第35号 町道路線の変更について

日程第39 議案第36号 町道路線の廃止について

日程第40 議案第37号 権利の放棄について

日程第41 議案第38号 公有水面の埋立てについて

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

①議長の報告（提出された案件等の報告）

- 日程第4 議案第1号 専決処分について（令和5年度築上町一般会計補正予算（第13号）について）
- 日程第5 議案第2号 専決処分について（令和5年度築上町一般会計補正予算（第14号）について）
- 日程第6 議案第3号 専決処分について（築上町手数料条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第7 議案第4号 令和5年度築上町一般会計補正予算（第15号）について
- 日程第8 議案第5号 令和5年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第6号 令和6年度築上町一般会計予算について
- 日程第10 議案第7号 令和6年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第11 議案第8号 令和6年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第12 議案第9号 令和6年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第10号 令和6年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第11号 令和6年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第15 議案第12号 令和6年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第16 議案第13号 令和6年度築上町西角田財産区特別会計予算について
- 日程第17 議案第14号 令和6年度築上町葛城財産区特別会計予算について
- 日程第18 議案第15号 令和6年度築上町上城井財産区特別会計予算について
- 日程第19 議案第16号 令和6年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第20 議案第17号 令和6年度築上町下水道事業会計予算について
- 日程第21 議案第18号 築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第19号 築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第20号 築上町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第21号 築上町収入印紙等購買基金条例の制定について
- 日程第25 議案第22号 築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第26 議案第23号 築上町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第24号 築上町漁港区域における水域占用料及び土砂採取料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第25号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第26号 築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第27号 築上町いじめ防止等対策推進条例の制定について
- 日程第31 議案第28号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 日程第32 議案第29号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第33 議案第30号 築上町教育委員会委員の任命について
- 日程第34 議案第31号 築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第35 議案第32号 築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第36 議案第33号 築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第37 議案第34号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第38 議案第35号 町道路線の変更について
- 日程第39 議案第36号 町道路線の廃止について
- 日程第40 議案第37号 権利の放棄について
- 日程第41 議案第38号 公有水面の埋立てについて

出席議員（13名）

1 番	今富 義昭君	2 番	江本 守君
4 番	田原 宗憲君	5 番	工藤 久司君
6 番	田村 紘貴君	7 番	宗 裕君
8 番	丸山 年弘君	9 番	信田 博見君
10 番	池永 巖君	11 番	武道 修司君
12 番	塩田 文男君	13 番	吉元 健人君
14 番	池亀 豊君		

欠席議員（1名）

3 番 鞆野 希昭君

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 横内 秀樹君

次長 脇山千賀子君 (監査委員事務局長併任)

書記 中原 寿浩君

書記 小野 聖佳君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
教育長	久保ひろみ君	会計管理者兼 会 計 課 長	石井 紫君
総務課長	椎野 満博君	企画財政課長	元島 信一君
まちづくり振興課長 ...	桑野 智君	人権課長	武道 博君
税務課長	田村 貴志君	子育て・健康支援課長 ...	吉川 千保君
保険福祉課長	種子 祐彦君	産業課長	古市 照雄君
建設課長	神崎 秀一君	都市政策課係長	出口 厚志君
上下水道課長	福田 記久君	住民生活課長	西田 哲幸君
学校教育課長	鍛冶 孝広君	生涯学習課長	尾座本三雄君
教育施設整備室長	樽本 知也君	農業委員会事務局長 ...	山本健太郎君
監査委員事務局長	脇山千賀子君		

午前10時05分開会

○議長（塩田 文男君） それでは、ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、令和6年第1回築上町議会定例会を開催いたします。

新川町長からの行政報告の申出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 皆さん、おはようございます。

第1回定例会を招集いたしましたところ、御出席を頂き、大変ありがとうございます。

さて、先ほど、今、黙祷しましたが、石川県の能登地方で大地震が発生して、それからもう正月早々、1日の日でもございましたけども、それから羽田での飛行機事故、それから北九州市の鳥町の銀天街の火災ということで、正月に立て続けに災害がございました。

本当に、亡くなられた方には哀悼の意を捧げ、そして、被害に遭われた方には、お見舞いを申し上げ、この場を借りてお見舞いを申し上げます。

さて、ちょうど私もそのときは、昨年12月6日から、八野副町長を職務代理として、ちょ

っと休養を頂きまして、2月の17日の日に、職務代理から復帰を頂いたという形でございます。

その間、本当に皆さんには御心配、御迷惑をおかけしました。本当に、この場を借りて、おわびを申し上げて、また御心配については御礼を申し上げたいと思います。

さて、国道10号線の件、非常に精力的に今運動を行っており、そして昨年からかねて3回ほど勉強会というものを立ち上げまして、会は北九州国道事務所、それから福岡県、そして本町、そしてあと県警という形で、会議を3回、精力的に重ねて、国交省のほうにもこれらのことが行き届いて、若干今回の予算の中に組み入れられているかなと、まだ発表はございませんけど、若干需用費があるかなというのが予想されておるところでございます。決まり次第、また追って通知があると思いますけど、皆さんに御報告を申し上げておきます。

それから東九州道、これはもう皆さんも来賓として御参加しておられた方は大半でございますけど、着工式が築城インター、椎田南インター間で工事が始まると、ということで着工式典がございました。

次に、これはめでたいことでございますけれど、農事組合法人今津の里ということで、営農組合、福岡県で最優秀賞になり、九州においても最優秀賞になったというようなことですね、全国に九州代表として応募して、惜しくも農林大臣賞を逃したものの、準優勝といいますかね、2位ということで、米麦改良協会賞ということで受賞してきたというふうなことをですね、本当に、今津の里の皆さんが麦作作りにおいて頑張ってきておるといふうなことを披露しておきたいと思います。

受賞の原因はですね、液肥を利用したり、小学校での、いわゆる農業教育を行ってきたということも評価をされてきたと、このように言われてきたところでございます。

そして、あと表敬訪問の件で若干皆さんにお知らせしておきますと、12月5日、もう議会開会しておりましたけれども、俵——俵というか、にんべんの表と書く、俵朝男さん、これは、テニスのシニア西日本大会についてチームで優勝したということで、そしてまた本人が最優秀選手賞を頂いたということで表敬訪問があっております。それから2月20日には県スポーツ功労者表彰ということで、福岡県知事からスポーツ協会、または、しいコミの理事をなされておる奥田義人さんがですね、県知事表彰を受けたということで御来訪いただきました。

それから、同じ日にリズムダンスの選手権ということで、ゴブリンというチームが京築で結成されております。本町においては城井美津紀さんと、それから茂呂田寧々さんと、2人がチームの一員として参加をしておりますが、連続優勝ということで、中学生のときにも優勝して、今回高校生の部で優勝したと。そしてまた、全ての団体の部で最優秀賞を頂いたというふうなことで、表敬訪問があったところでございます。

以上報告をいたしまして、本日の開会のほうで。

なお、議案については、専決処分3件、それから予算案が14件、そして条例が12件、人事案件5件、そしてその他の案件として4件を計38件提案しておりますので、どうぞよろしく御審議いただきながら、全議案御採択をお願い申し上げるところでございます。

以上で、御報告を終わらせていただきます。

○議長（塩田 文男君） これで行政報告は終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（塩田 文男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番、信田博見議員、10番、池永巖議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（塩田 文男君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。武道議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（武道 修司君） 議会運営委員会の報告をいたします。

2月28日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程案のとおり決定をいたしました。

3月4日月曜日の本日は、本会議で議案の上程です。議案第1号から議案第3号の専決処分については、本日即決することとして協議をいたしました。

3月5日火曜日、6日水曜日は、考案日といたします。

3月7日木曜日は、本会議で議案に対する質疑と委員会付託といたします。議案第30号から議案第34号までの人事案件については、中日に採決することとして協議をいたしました。

3月8日金曜日は、考案日といたします。

3月9日土曜日、10日日曜日は、休会といたします。

3月11日月曜日、12日火曜日、13日水曜日は、本会議で一般質問といたします。一般質問につきましては、10名の通告がありましたので、11日に4名、12日に4名、13日に2名といたします。

3月14日木曜日は、厚生文教常任委員会といたします。

3月15日金曜日は、考案日といたします。

3月16日土曜日、3月17日日曜日は、休会といたします。

3月18日月曜日は、総務産業建設常任委員会といたします。

3月19日火曜日は、委員会予備日といたします。

3月20日水曜日は、祝日のため休会といたします。

3月21日木曜日は、考案日といたします。

3月22日金曜日は、本会議で委員長報告、質疑、討論、採決といたします。

所管外の議案質疑の要望の締切りにつきましては、3月8日金曜日の正午までといたします。

以上、会期は、本日から3月22日までの19日間とすることが適当だと決定をいたしましたので、御報告いたします。

以上です。

○議長（塩田 文男君） これで報告が終わりました。ありがとうございました。

お諮りします。定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から3月22日までの19日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から3月22日までの19日間に決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（塩田 文男君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本日提案されています議案は、お手元に配付されていますように、議案第1号外37件です。

ほかに例月出納検査報告が配付のとおり提出されていますので、併せて報告をいたします。

これより議事に入ります。

日程第4. 議案第1号

日程第5. 議案第2号

日程第6. 議案第3号

○議長（塩田 文男君） お諮りします。日程第4、議案第1号専決処分について（令和5年度築上町一般会計補正予算（第13号）について）から、日程第6、議案第3号専決処分について（築上町手数料条例の一部を改正する条例の制定について）までを、会議規則第39条2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第3号までを委員会付託を省略し、本日即決することに決定いたしました。

日程第4、議案第1号専決処分について（令和5年度築上町一般会計補正予算（第13号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 議案第1号専決処分について（令和5年度築上町一般会計補正予算（第13号）について）、令和6年1月10日付で専決処分したので報告し、承認を求める。

令和6年3月4日提出、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第1号は専決処分でございますが、本案は、令和5年度築上町一般会計補正予算（第13号）の専決処分について、議会の承認を求めるものです。

本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額126億8,718万2,000円に73万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を126億8,791万6,000円と定めるものでございます。

歳出予算については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る事業で、乳幼児にこにこ応援金支給事業費1,294万2,000円、それから重点支援地方創生臨時交付金に係る事業で、私立保育園物価高騰対策補助金73万4,000円であります。

歳入予算については、重点支援地方創生臨時交付金36万7,000円、福岡県保育所等物価高騰対策費補助金36万7,000円でございます。また、交付金が充当するので、財源振替を行っているところでございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に係る見込みで、年度内の執行完了のため、早急に取らねばならない必要があるなど、急を要し、議会を招集できませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、職務代理者は1月10日付で専決処分といたしましたものでございます。

よろしく御審議を頂き御承認頂きます。どうぞお願い申し上げます。

○議長（塩田 文男君） これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第1号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第1号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は承認することに決定いたしました。

日程第5、議案第2号専決処分について（令和5年度築上町一般会計補正予算（第14号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 議案第2号専決処分について（令和5年度築上町一般会計補正予算（第14号）について）、令和6年1月31日付で専決処分したので報告し、承認を求める。
令和6年3月4日提出、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第2号も、これは、専決処分についてでございます。

本案は、令和5年度築上町一般会計補正予算（第14号）の専決処分について、議会の承認を求めるものでございます。

本予算案は、既定の歳入歳出予算総額126億8,791万6,000円に1億6,070万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を128億4,862万4,000円と定めるものでございます。

歳出予算については、ふるさと応援寄附事業費2,498万8,000円、重点支援地方創生臨時交付金事業として、住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金事業、これは子育て加算も含まれますが、5,779万7,000円、及び低所得者世帯の子育て加算給付事業費2,100万3,000円、各種医療対策費69万2,000円などでございます。

歳入については、ふるさと納税5,000万円、重点支援地方創生臨時交付金7,880万円、子ども医療費助成事業基金繰入費178万円、普通交付税3,012万8,000円でございます。

また、繰越明許費の追加を3件計上し、2款1項については、物価高騰支援金支給事業5,224万1,000円、低所得者世帯子ども加算支給事業500万円、それから3款1項は、物価高騰支援金支給事業2,008万3,000円を繰越明許で計上させていただいているところでございます。

重点支援地方創生臨時交付金等に係る事業に早急に取り組む必要があるなど急を要し、議会を招集できなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、職務代理者が1月31日付で専決処分といたしたところでございます。

よろしく御審議により、御採択をお願い申し上げます。

○議長（塩田 文男君） これから質疑を行います。質疑のある方。武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 1点確認です。繰越明許に上げているということは、4月以降の事業ということで、今回の専決処分をした補正の関係で、繰越明許をするのであれば、3月の

この議会でも間に合ったのではないかなと思うんですが、今、理由のところちょっと分からないところがあったんですね、繰越明許をするのに当たって、なぜあえて専決処分でやらないといけなかったのか、その専決処分をやらないといけなかった理由というのをもう少しちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議長（塩田 文男君） 元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 企画財政課、元島でございます。

繰越明許費につきましてですけども、予算に関してはシステム導入等の関係の事務費等の分も一緒に予算計上しております関係で専決をいたしております。繰越明許費の支給につきましては、各世帯への給付金の関係を4月末以降に支給する予定にしておりましたので、今回、同時に専決させていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） この事業を進めていくということで専決をしたということでその説明あったんじゃないかなというふうに思うんですが、説明をするときに、こういうようなことだからという中身を説明をするのもいいんですけど、大切ですけど、なぜ専決をしないといけなかったのかということをはっきりと説明していただかないと、繰越明許だけを見ると、4月以降の事業だし、システムも今の段階から準備をするというのであれば、そこがメインの専決ということになるだろうと思うんで、その分の説明を、やっぱり今後ちゃんと説明していただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（塩田 文男君） ほかにありませんか。池亀議員。

○議員（14番 池亀 豊君） ちょっと説明で分からないところがあるので教えてほしいんですが、この議案第2号関連資料の2款1項19目の分で555万6,000円ですが、「低所得者給付金支給、住民税均等割のみ世帯への給付及び」とありますが、これというのは国の制度に築上町独自に加算したということになるのでしょうか。そのところ、ちょっと教えてください。

○議長（塩田 文男君） 元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 企画財政課、元島でございます。

議案資料の関係の御質問だと思います。この分は、町独自ではなく国のほうが政策的にやっているものでございます。

まず、この資料とはちょっと変わるかもしれませんが、まず保険福祉課のほうで、3款1項11目のほうで、令和5年の4月の補正で、まず3万円を支給しております。その後、12月の補正のほうで、国のほうが3万円にプラスして7万円というのを支給しております。そ

れが非課税世帯のほうになります。年末から1月、2月にかけて、国のほうが非課税世帯だけではなくて均等割のみの世帯に対しても10万円を給付すると。

それと、非課税世帯に対しての子育て加算ということで5万円と、均等割世帯のみの世帯の子育て加算ということで5万円ということを、国のほうが制度設計をしております。その関係の分の、今回は2款1項19目につきましては均等割世帯のみの10万円プラス子育て世帯への加算の5万円、3款1項11目につきましては非課税世帯の子育ての加算への5万円を計上した次第でございます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第2号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第2号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は承認することに決定いたしました。

日程第6、議案第3号専決処分について（築上町手数料条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） **議案第3号**専決処分について（築上町手数料条例の一部を改正する条例の制定について）、令和6年2月20日付で専決処分したので報告し、承認を求める。

令和6年3月4日提出、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第3号は専決処分でございますが、本案は、築上町手数料条例の一部を改正する条例の専決処分について、議会の承認を求めるものでございます。

本案は、戸籍法の一部を改正する法律附則第1条第5号の施行に伴い、戸籍謄本等の広域交付及び戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行等の制度が開始されることから、手数料に関する規

定の追加をする必要があります。築上町手数料条例の一部も改正するものでございます。また、条文の一部を併せて訂正するものでございます。

なお、関連法令が令和5年の12月6日に公布されまして、施行日が令和6年3月1日であることから、議会前でございますので議会を招集するいとまがなかったということで、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年2月20日付で専決処分をしたものでございます。

なお、戸籍事務については、国の委任を受けた事務でございます。

よろしく御審議の上、御採択を下さいますようお願い申し上げます。

○議長（塩田 文男君） これから質疑を行います。質疑のある方。武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 1点、確認というか。この条文だけ読むと、結果的に何がどうなったのかと分かりにくいというか。手数料的には上がったのか、下がったのか。この条文の中からいくと——再発行ですかね——1,000円というのがあるんですけど、これが旧の中にあって新のほうにはないということになると、下がったのか、それとも、その上にある700円というのに下がったのか、全体的にこの手数料が上がったのか、下がったのか、変更があったところは、どこが変更があったのかというのが、ちょっと分からなかったんです。それとも変更がなかったのか、条文だけの問題なのか、その点をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（塩田 文男君） 西田住民生活課長。

○住民生活課長（西田 哲幸君） 住民生活課、西田でございます。

手数料が上がったか、そのままなのかという質問なんですけど、手数料自体は、変更はございません。

追加で、ちょっと説明しますと、戸籍謄本・除籍謄本の証明発行が、今までは本籍地のみで発行していたんですが、本籍地以外の市町村でも発行できるようになりまして、その条文を追加したものであります。

以上です。

○議長（塩田 文男君） よろしいですか。ほかに。宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 専決処分の理由について取り上げたいと思います。

実は第1号議案、第2号議案にも共通することですが、3回も言っても仕方がないんで、本日専決の最後の、この3号議案で申し上げます。専決したことの理由、今、町長が口頭で説明してくださったんで、ある程度は分かるんですが、実は先ほどの議案の専決理由、あるいは、なぜ繰越明許にしたのかということについて、私、口頭で説明を受けても、この場でにわかに理解することはできませんでした。理解できないからと言って、しつこく聞いてもしょうがないんで、本音を言うと、そんなもんなんだろうなということで、あえて何も申し上げませんでしたけど、専決の理由というのは、私はもっと明確にすべきだと思っております。法律の規定はかなり厳格です

から、単に専決したかった、間に合わなかったということだけでは、私は不足していると思っております、具体的に、なぜ議会を招集するいとまがなかったのかということは明らかにする必要がありますと思っております。

それで、この議案第3号については、全国共通の法律改正により——3月1日からですかね——戸籍を置いている市町村以外でも戸籍が取れるようになったことに伴っての必要な変更であることは理解しているんですが、そもそも、そういう法律変更があつて、条例改正が必要になったのがいつの時点だったのかということは、先ほどの説明で12月6日公布、ですから12月6日の時点では3月1日からの条例改正が必要だったわけですけど、確かに12月6日公布だと時間的余裕からして12月議会に間に合わせるのは時間的余裕がなかったと思うんですけど、不可能ではなかったと思うんです。ですから、その辺も、やろうと思ってもできなかったのか、そもそも不可能だったのか、そういうことも詳しく説明していただかないと、単に議会を招集するいとまがなかったということだけで片づけられても、正直、納得いかないことがございます。

それで、これからが本題でございます。先ほど武道議員からも専決の理由に詳しく説明してくれという質問がありましたけど、私も全く同感でございます。それで、口頭で説明するだけではなくて、議案書の提案理由に具体的に書いてほしいんですが、そのような対応は可能でしょうか。あるいは、議案書に書くことが不可能であれば、附属資料の中に、補足説明のような形でいいんですが、事前に配付する資料の中に具体的に文章で記載してほしいと私は思うんですけど、そのような対応が可能か、不可能か、御回答をお願いいたします。

○議長（塩田 文男君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。

提案理由につきましては、前回の議会でも御質問ございましたが、提案理由については紙面の都合上もございますので、一般的な書き方で簡潔に記載をしているところでございます。細かい内容につきましては、口頭でするなり、また、その必要性のある分については、今後につきましては別紙資料という形で細かく書くこともちょっと検討したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第3号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第3号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は承認することに決定いたしました。

日程第7. 議案第4号

日程第8. 議案第5号

○議長（塩田 文男君） 日程第7、議案第4号令和5年度築上町一般会計補正予算（第15号）についてから、日程第8、議案第5号令和5年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてまでを、会議規則37条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号から議案第5号までを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） **議案第4号**令和5年度築上町一般会計補正予算（第15号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和5年度築上町一般会計補正予算（第15号）を別紙のとおり提出する。

議案第5号令和5年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和5年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第4号は、令和5年度築上町一般会計補正予算（第15号）ですが、本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額128億4,862万4,000円から1,916万9,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を128億2,945万5,000円と定めるものでございます。

歳出の主なものは、基金積立金ということでバス運行事業調整、それから公共施設等の整備、環境施設、それから有機液肥製造施設、学校教育環境整備など4億6,803万9,000円をはじめ、小中学校の給食材料費が452万4,000円などでございます。

そしてまた、ワクチンの接種事業ということで4,450万7,000円計上されて、このワクチン接種事業という形の中でワクチン接種事故が本町で1件申請がなされて、これが国のほうで認定されました。それで、早急にこの被害金額を支払う必要があるというふうなことで、補正予算で計上し、（聴取不能）については国から来るのが遅くなるので、令和6年度の予算で入れると、こういう形で接種事故の認定だけ頂きましたので、これはもう早急に払う必要があろうというようなことで、今回計上させていただいております。

歳入の主なものについては、基金費国庫補助金が3億7,124万円、社会保障、それから税番号制度システム整備費補助金391万7,000円、それから学校給食自校負担金1,170万5,000円などでございます。

そして、繰越明許費の追加を2件、社会保障税番号制度システム整備費事業、それから都市計画費、椎田駅のトイレを設置する事業でございます。

それから、地方債の変更ということで、過疎対策事業債、旧合併特例債、緊急自然対策防止事業債、それから水資源開発施設整備事業債ということで変更、それから廃止を1件計上しているところでございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

次に、**議案第5号**令和5年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額が20億1,772万7,000円に1万4,000円を増加し、歳入歳出予算の総額を20億1,774万1,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、産前産後保険料負担金に係るものでございまして、歳入については、繰入金1万4,000円の増額、歳出については、保険給付を1万4,000円補正をしておるところで、よろしく御審議を頂き、御採択をお願い申し上げます。

日程第9. 議案第6号

日程第10. 議案第7号

日程第11. 議案第8号

日程第12. 議案第9号

日程第13. 議案第10号

日程第14. 議案第11号

日程第15. 議案第12号

日程第16. 議案第13号

日程第17. 議案第14号

日程第 18. 議案第 15 号

日程第 19. 議案第 16 号

日程第 20. 議案第 17 号

○議長（塩田 文男君） お諮りします。日程第 9、議案第 6 号令和 6 年度築上町一般会計予算についてから、日程第 20、議案第 17 号令和 6 年度築上町下水道事業会計予算についてまでを、会議規則第 37 条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 6 号から議案第 17 号までを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） **議案第 6 号**令和 6 年度築上町一般会計予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 6 年度築上町一般会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第 7 号令和 6 年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 6 年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第 8 号令和 6 年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 6 年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第 9 号令和 6 年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 6 年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第 10 号令和 6 年度築上町霊園事業特別会計予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 6 年度築上町霊園事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第 11 号令和 6 年度築上町国民健康保険特別会計予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 6 年度築上町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第 12 号令和 6 年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 6 年度築上町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第 13 号令和 6 年度築上町西角田財産区特別会計予算について、地方自治法（昭和 22 年

法律第67号)第211条第1項の規定により、令和6年度築上町西角田財産区特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第14号 令和6年度築上町葛城財産区特別会計予算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和6年度築上町葛城財産区特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第15号 令和6年度築上町上城井財産区特別会計予算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和6年度築上町上城井財産区特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第16号 令和6年度築上町水道事業会計予算について、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第24条第2項の規定により、令和6年度築上町水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第17号 令和6年度築上町下水道事業会計予算について、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第24条第2項の規定により、令和6年度築上町下水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日、築上町長新川久三。

○議長(塩田 文男君) 新川町長。

○町長(新川 久三君) 議案第6号は、令和6年度築上町一般会計予算についてでございます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ124億2,943万5,000円と定め、一時借入金の限度額を20億円と定めるものでございます。前年度の当初予算と比較しますと7億8,033万5,000円、率にすれば6.7%の増加でございます。

予算総額増の理由は、普通建設事業、図書館整備、それから社会福祉施設整備、小中一体型校の建設事業等普通建設事業の増によるものでございます。また、債務負担行為の設計2件、臨時財政対策債など3件の地方債の限度額等を定めるものでございます。

予算案の概要については、個人住民税が14億7,456万7,000円ということで、前年より0.9%減の編成となっております。

それから、地方譲与税についても、76万5,000円ということで、前年より0.7%減の総額は1億2,550万2,000円という形で地方譲与税を組んでおります。

それから、地方交付税は総額で37億1,378万3,000円ということで、昨年よりは3.3%増ということで、額にすれば1億1,747万7,000円を増額という見込みでおるところでございます。

それから、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税総額では、1億7,469万9,000円増の5.5%の増ということで、総額は33億8,034万4,000円となっております。

ございます。

また、町債については、図書館等の建設費用ということで、8億7,889万9,000円、率にすれば123%増の15億9,372万8,000円という形で計上しているところでございます。

歳出においては、性質別に申しますと人件費は1億9,089万6,000円増の、率にすれば10.1%になりますが、総額で26億7,625万2,000円。公債費については1億1,587万5,000円減の率は8.9%、11億8,544万円を公債費で予定しているところでございます。それから、扶助費については、0.2%増ということで、17億3,305万2,000円、金額にすれば398万6,000円となり、義務的経費が全体的には7,910万4,000円、率にすれば1.6%の増加と、このような編成になっております。それから、普通建設事業については、図書館整備事業、先ほど申しましたように投資的事業の中で社協の事業費、それから小中一体型ということで椎田地区の事業費が7億8,011万7,000円増の総額で21億4,821万4,000円という形で計上しております。

なお、財源の割振りについては、財政調整基金と積立基金、減債基金、地域振興基金の取壊しを実施し、建設事業に充てるというふうな形で予定をしている。また、町債も、先ほど申しましたとおり学校を15億9,370万8,000円などにより、歳入歳出の一応総額に合わせているところでございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第7号は、令和6年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてでございます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ289万6,000円と定め、一時借入金の最高限度額を1億7,000万円と定めるものでございます。

歳入の主なものは、総務管理費246万6,000円でございます。歳入の主なものは、貸付金の元利収入218万7,000円、県補助金70万5,000円ということで、中身については貸付金の滞納額が非常に多額であり、この回収に尽力して担当課のほうで取り組んでいるところでございます。

よろしく御審議を頂き、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第8号は、令和6年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算についてでございます。

本予算案は、歳入歳出の総額をそれぞれ589万2,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものは、奨学金基金利子20万円、奨学金基金繰入金324万円、奨学金貸付金元金収入103万円という形で組んでおります。

歳出の主なものは奨学金貸付金324万円、基金利子積立金20万1,000円ということで

ございます。今年度の貸付予定は新規4名、継続2名を計画しておるところでございます。

次に、議案第9号令和6年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算についてでございます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74万円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較すると61万円の増でございます。

予算の総額の収入は、債務者の連帯保証人の相続者からの返済がなく、債権が時効近くになっているため、消滅時効の中断を求める裁判を行うための費用増によるものでございます。

歳出の主なものは業務委託料50万円、歳入の主なものは一般会計からの繰入金61万2,000円でございます。

次に、議案第10号令和6年度築上町霊園事業特別会計予算についてでございます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44万9,000円と定め、一時借入金の限度額を100万円と定めるものでございます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料が19万6,000円、基金繰入金24万2,900円でございます。歳出の主なものは、総務管理費が34万1,600円、一般会計への繰出金が100万円ということで予定を組んでおります。今年度の販売数は小区画3を見込んでおるところでございます。

次に、議案第11号令和6年度築上町国民健康保険特別会計予算についてでございます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額を19億9,021万6,000円と定める一時借入金の最高限度額を3億円と定めるものでございます。

歳出の主なものは、総務費3,698万5,000円、保険給付費が14億5,650万5,000円、国民健康保険事業費納付金4億4,205万3,000円、保険事業費2,563万円ということで、歳入は国保税が2億9,904万5,000円、県からの支出金14億9,411万3,000円、繰入金が1億9,488万6,000円ということでございます。

議案第12号令和6年度築上町後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

本予算案は、歳入歳出予算総額を4億822万6,000円と定めるものでございます。

歳出は、総務費が1,270万1,000円、後期高齢者医療広域連合納付金3億9,272万3,000円。歳入については、後期高齢者医療保険料2億7,653万5,000円、一般会計からの繰入金が1億3,166万3,000円ということで予算を（聴取不能）しております。

次に、議案第13号令和6年度築上町西角田財産区特別会計予算についてでございます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15万2,000円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較すると1,425万円の減でございます。

その収入としては、基金積立金が60万5,800円の減、予備費が70万5,400円の

減ということで、歳入歳出の主なものは基金への積立金が94万2,000円、それから歳入の主なものは自主造林売払金148万9,000円となっておりますのでございます。

それから、議案第14号は、令和6年度築上町葛城財産区特別会計予算でございますが、本予算案は、歳入歳出予算の総額を217万円と定めるものでございます。

歳出の主なものは基金積立金が148万6,000円の減で、予備費が721万9,000円の減ということで、非常に予算的には減少しておりますが、積立金という形で増えておるところでございます。歳入については、土地売払金が216万4,000円ということで予定をしているところでございます。

次に、議案第15号令和6年度築上町上城井財産区特別会計予算でございます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額を171万9,000円と定めるものでございます。

主なものについては、総務費の関係、議会の関係というふうなことでございます。積立金については若干（ ）、歳出については積立金を57万2,000円を予定して、歳入の主なものは、自主造林売払金171万3,000円を予定をしておるところでございます。

次に、議案第16号令和6年度築上町水道事業会計予算についてでございますが、本予算案は、業務の予定量と収益的・資本的収支額を定めるものでございまして、内容については収益的収入及び支出は水道事業収益が4億3,398万2,000円で、水道事業用費用4億9,322万2,000円となっておりますのでございます。

資本的収入及び支出は資本的収入が8,003万6,000円、資本的支出が1億4,095万円でございます。また、一時借入金の借入限度額は3億円と定めておるものでございます。

次に、議案第17号令和6年度築上町下水道事業会計予算についてでございますが、本案内容については収益的収支として下水道事業収益が6億4,727万円、下水道事業費用が6億4,603万3,000円となっております。資本的収支としては、資本的収入が1億8,614万7,000円、支出が3億8,146万6,000円となっておりますのでございます。また、一時借入金については、9,240万円を定めるところでございます。

以上、令和6年度の築上町の全ての会計の説明をさせていただいたところでございます。御審議を経た上で御採択をよろしくお願い申し上げます。

○議長（塩田 文男君） お疲れさまでした。

日程第21. 議案第18号

日程第22. 議案第19号

日程第23. 議案第20号

日程第24. 議案第21号

日程第 2 5. 議案第 2 2 号

日程第 2 6. 議案第 2 3 号

日程第 2 7. 議案第 2 4 号

日程第 2 8. 議案第 2 5 号

日程第 2 9. 議案第 2 6 号

日程第 3 0. 議案第 2 7 号

日程第 3 1. 議案第 2 8 号

日程第 3 2. 議案第 2 9 号

○議長（塩田 文男君） お諮りします。日程第 2 1、議案第 1 8 号築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 3 2、議案第 2 9 号地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてまでを、会議規則第 3 7 条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 1 8 号から議案第 2 9 号までを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） **議案第 1 8 号**築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 1 9 号築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 2 0 号築上町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 2 1 号築上町収入印紙等購買基金条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 2 2 号築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 2 3 号築上町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 2 4 号築上町漁港区域における水域占用料及び土砂採取料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 2 5 号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 2 6 号 築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 2 7 号 築上町いじめ防止等対策推進条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 2 8 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 2 9 号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 4 日、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第 1 8 号は、築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布をされました。それに伴い、条例の一部を改正するものでございます。非常に長い題文でございますけれども、よろしく御審議をお願い申し上げます。

それから、議案第 1 9 号築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、会計年度任用職員制度開始時において期末手当基準日に育児休業を取得している会計年度任用職員に対し、期末手当支給対象外としておりましたが、職員との均衡を図るため所要の改正を行い、期末手当支給対象という形にするものでございます。

次に、議案第 2 0 号におきましても、築上町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定ということで、本条例案は、地方自治法の一部を改正する法律が公布されまして、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になりました。今年度から会計年度任用職員についても勤勉手当を支給するということでの条例改正でございます。

次に、議案第 2 1 号築上町収入印紙等購買基金条例の制定ということで、本条例案は、福岡県から一般旅券発給事務が権限移譲されることに伴い、役場でパスポートの申請、交付をする際に必要となる福岡県の証紙の購入等をするということで、売りさばきに関する事務を円滑かつ効率的に円滑にするための基金を設置して、証紙を購入して準備をしておくという条例でございます。

次に、議案第 2 2 号築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例の制定ということで、本条例案は、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令が公布され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、築上町の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を法改正によって改正するものでございます。よろしくお願い申し上げます。

それから、議案第２３号については、築上町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、法律名が漁港及び漁場の整備等に関する法律に変更されたことに伴う所要の名称変更及び新たに創設された漁港施設等活用事業に関する占用料の徴収に関する規定を追加をするため、また、水域占用料については、第１４条第１項で示す別表第２に掲げられていないことから、築上町漁港区域における水域占用料及び土砂採取料徴収条例で示す海岸地先水域占用料を追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第２４号については、築上町漁港区域における水域占用料及び土砂採取料徴収条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例は、法律名が漁港及び漁場の整備等に関する法律に変更されたことに伴う所要の名称変更及び土砂の採取料について築上町漁港管理条例と整合を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第２５号築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例案は、用途廃止を伴う解体を行うための条例の一部を改正するものでございます。令和４年度に解体した安武第３Ｃ団地４４—４号と、令和６年度に解体予定の南別府団地５０—１—６号を今回条例から削除するものでございます。

次に、議案第２６号築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例案は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づき、消防団員の年額及び出動に係る報酬の改定等について、築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第２７号築上町いじめ防止等対策推進条例の制定でございます。

本条例案は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、児童または生徒に係るいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等の対策の推進に関して必要な事項を定めるため、新たな条例を制定するものでございます。

議案第２８号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定ということで、本条例案は、刑法等の一部を改正する法律が公布され、懲役及び禁固刑が拘禁刑

に一本化されまして、関係する 8 条例の改正を行うもので、また改正に併せて功労表彰の対象に関する規定など、現状に合わせたものに改正するものでございます。

8 条例は、築上町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、築上町職員の給与に関する条例、築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例、築上町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例、築上町表彰条例、築上町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例、築上町個人情報の保護に関する法律施行条例、築上町個人情報保護審査会条例、ということで該当いたしておるところでございます。

次に、議案第 29 号地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてということで、本条例案は地方自治法の改正により第 243 条の 2 及び第 243 条の 2 の 2 がそれぞれ 243 条の 2 の 7 及び 243 条の 2 の 8 に、また地方自治法施行令の改正により 173 条が 173 条の 4 に変更されたため、関連する 5 条例の改正を行うものでございます。うち 3 条例については、平成 29 年の地方自治法改正による条例の変更がありました。改正を行っていなかったということで、今回併せて改正するものでございます。該当する本町の条例は築上町長の専決処分事項の指定に関する条例、それから築上町水道事業の設置等に関する条例、築上町下水道事業の設置等に関する条例ということでございます。

以上、条例案の改正を提案いたしました。よろしく御審議を頂き、御採択をお願い申し上げます。

日程第 33. 議案第 30 号

日程第 34. 議案第 31 号

日程第 35. 議案第 32 号

日程第 36. 議案第 33 号

日程第 37. 議案第 34 号

○議長（塩田 文男君） お諮りします。日程第 33、議案第 30 号築上町教育委員会委員の任命についてから、日程第 37、議案第 34 号築上町農業委員会委員の任命についてまでを、会議規則第 37 条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 30 号から議案第 34 号までを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） **議案第 30 号**築上町教育委員会委員の任命について、築上町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年

法律第162号)第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

議案第31号 築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について、築上町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

議案第32号 築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について、築上町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

議案第33号 築上町固定資産評価審査委員会委員の選任について、築上町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

議案第34号 築上町農業委員会委員の任命について、築上町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年3月4日提出、築上町長新川久三。

○議長(塩田 文男君) 新川町長。

○町長(新川 久三君) 議案第30号は、築上町教育委員会委員の任命についてでございます。

本案は、築上町教育委員会委員、小林正尚氏が令和6年3月24日をもって任期満了となります。引き続き築上町教育委員会委員に小林正尚氏を任命することについての議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第31号築上町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

本案は、築上町固定資産評価審査委員会委員の出口秀人氏が、令和6年3月8日をもちまして任期満了となり、新たに築上町固定資産評価審査委員会委員として、渡邊義治氏を選任することについて議会の同意を求めるものでございます。

議案第32号築上町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

本案は、築上町固定資産評価審査委員会委員の福田美幸氏が令和6年3月8日をもちまして任期満了になります。新たに築上町固定資産評価審査委員会委員として小笠原洋子氏を選任することについて議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第33号築上町——これも同じく——固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

本案は、築上町固定資産評価審査委員会委員の久保和明氏が令和6年3月18日をもって任期満了となるため、引き続き委員として久保和明氏を選任することについての同意を求めるものでございます。

次に、議案第34号築上町農業委員会委員の任命について。

本案は、農業委員会委員である宮野葵氏が健康上の理由により任期途中で退任となり、農業委員会委員に1名の欠員を生じました。農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により築上町農業委員会委員に大森洋一氏を任命することについて議会の同意を求めるものでございます。

なお、皆さんのお手元にはそれぞれ委員の紹介をした履歴をお配りしておりますので、よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

日程第38. 議案第35号

日程第39. 議案第36号

○議長（塩田 文男君） 次に、お諮りします。日程第38、議案第35号町道路線の変更についてから日程第39、議案第36号町道路線の廃止についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号から議案第36号までを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 議案第35号町道路線の変更について、次のように町道路線を変更するものとする。

議案第36号町道路線の廃止について、次のように町道路線を廃止するものとする。

令和6年3月4日提出、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第35号は、町道路線の変更についてでございます。

本案は、道路法第10条第2項の規定により路線の該当区間を町道として管理することが適切でないという区間であるため町道路線の変更を行うものでございます。変更路線は湊15号線のほか5路線でございます。

よろしく御審議いただき御採択をお願い申し上げます。

議案第36号は、町道路線の廃止についてでございます。

町道、道路用地以外の土地を含む等、将来の道路改良計画がなく町道として管理することが不適当なため道路法第10条第1項の規定により町道路線を廃止するものでございます。

よろしく御審議を頂き御採択をお願い申し上げます。

日程第40. 議案第37号

○議長（塩田 文男君） 次に、日程第４０、議案第３７号権利の放棄についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 議案第３７号権利の放棄について、築上町住宅新築資金等貸付金に係る権利の放棄について、下記のとおり議会の議決を求める。

令和６年３月４日、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第３７号は、権利の放棄についてでございます。

この議案は、住宅新築資金等貸付金は国から市町村へ住宅新築資金等貸付制度の助成で開始がされ、本町においては昭和４１年から昭和６１年までの期間に７４０件の貸付けを行ってきております。令和５年１２月３１日現在、住宅新築資金等貸付事業特別会計の滞納件数は１１３件、償還未済額が２億５，８３５万７，３６２円ということで１１０人超の高齢化や死亡、生活困窮など長期間の滞納も発生しておるところでございます。

滞納者に対してはこれまでの納付相談や納付催告により実質償還に取り組んできておりますが、非常になかなか回収が困難な状態であるということでございますが、国・県からということで若干の助成はありますが、国のほうで償還助成ということでですね、本人が死亡して相続人がなく、そして保証人が死亡してしまった案件については非常に債権回収ができないというようなことから、この権利放棄をもう既に４回ほど行ってきておりますが、今回もこの件数に応じて６件ございまして、元利金額が１，５４７万７，３４０円、それから元金がこのうち１，２９６万１，５６５円、利息は２５１万５，７７５円ということでこの金額の４分の３がですね、国から償還助成として補助金として頂いております。こういう形の中で、４分の１もなかなか取れないわけでございますけれども、国からこういう償還助成を頂いたということで——今まではずっとこれも調停に残しておりましたけど、４年ぐらい前からですかね、こういうふうに落とし出しました。償還助成いただいたものについては調停から落としていこうというようなことで、回収困難ということで権利放棄をしようということで今回もこの議案を提出したところでございます。

よろしく御審議を頂き御採択をお願い申し上げます。

日程第４１．議案第３８号

○議長（塩田 文男君） 次に、日程第４１、議案第３８号公有水面の埋立てについてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 議案第３８号公有水面の埋立てについて、公有水面の埋立てについて、別紙のとおり回答したいので議会の議決を求める。

令和6年3月4日、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第38号は、公有水面の埋立てについて福岡県から意見をまとめるというようなことで、地元、これは築城基地の滑走路の延長約300メートルの埋立てを行うわけでございますけれども、国のほうではいろんな調査を行ってですね、埋立て可能というような形の調査結果が出ているようでございます。本町漁協のほうについてはおおむね了解という意見も頂いておりますし、町としてもこの件については埋立てを承認するというような形で同意をしたいと思いますので本議会の議決が必要というようなことで皆さんの同意を得るものでございます。よろしく御審議をお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（塩田 文男君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、3月8日正午まで所定の様式にて事務局まで提出をお願いします。今日、その他ありますので事務局から報告があると思いますけれども、よろしく願いいたします。

それでは散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時34分散会
